

○独立行政法人国立科学博物館職員給与規程

平成13年4月1日
館長裁定

最終改正
平成29年2月27日
館長裁定

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 俸給（第11条—第18条）
- 第3章 諸手当（第19条—第30条）
- 第4章 給与の特例（第31条—第36条）
- 第5章 雑則（第37条—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第29条の規程に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、俸給とする。
- 二 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、特殊勤務手当、研究員調整手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、第18条第2項に規定する再雇用職員に支給する諸手当は、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、特殊勤務手当、研究員調整手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の支給日）

第3条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び研究員調整手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、超過勤務手当、休日給及び特殊勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。また、支給定日が休日に当たるときは18日に支給する。

- 2 通勤手当は、別に定める支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 3 期末手当、勤勉手当は、6月30日及び12月10日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給す

る。

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第5条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立科学博物館に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前各項の規定は、第20条に規定する管理職手当、第21条に規定する地域手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第3条の規定にかかわらず、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 退職し、又は解雇されたとき。

二 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があつたときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

一 本人又はその収入によつて生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。

二 本人又はその収入によつて生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

三 本人又はその収入によつて生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。

四 その他特に必要があると認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第25条、第26条、第35条及び第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、管理職手当、これらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の1箇月の平均所定勤務時間は、当該年の総日数から当該年の年間所定休日日数を減じたものに1日の所定勤務時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間とする。

3 第18条第2項に規定する再雇用短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用について

は、同項中「1箇月の平均所定勤務時間」とあるのは「1箇月の平均所定勤務時間に、勤務時間規則第3条第2項により定められたその者の1週間の所定勤務時間を38.75で除したものを乗じて得た数」とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの賃金額は、当該勤務が特殊勤務手当を支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの特殊勤務手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、第1項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

- 第9条** 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、第25条及び第26条の規定による率を乗じた場合においては、その額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

- 第10条** この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

（給与の決定）

- 第11条** 職員の受ける俸給は、俸給表に定める級及び号俸により決定する。

- 2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職俸給表（別表第1）
- 二 技能・労務職俸給表（別表第2）
- 三 研究職俸給表（別表第3）

- 3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

（初任給）

- 第12条** 新たに採用される者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）

- 第13条** 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合、その者の俸給及びこれを受けることとなる期間については、別に定めるものとする。

（降格）

- 第14条** 職員就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

- 第15条** 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 職員の昇給は、別に定める場合を除き、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（技能・労務職俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(再雇用職員)

第18条 職員就業規則第23条の規定により再雇用された職員の給与は、独立行政法人国立科学博物館再雇用職員の就業に関する規程に定めるところによる。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職8級職員等」とい

う。)にあつては、3,500円)、第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族(一般職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。
 - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(一般職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、一般職9級以上職員以外の職員から一般職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項のただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上職員が一般職9級以上職員以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職9級以上職員以外のものが一般職9級以上職員となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外のものが一般職8級職員等となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（管理職手当）

第20条 管理職手当は、別表第4に掲げる職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額、別表第4に掲げる職員の区分に応じて、管理職手当額欄に定める額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第21条 地域手当は、別表第5に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、別表第5の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別表第5に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として館長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第5に掲げる地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改訂後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる

期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他館長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、館長が別に定める。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる場合を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員、特別職に属する国家公務員、他の独立行政法人の職員、国立大学法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）が引き続き職員となり、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するために住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

二 第24条第1項又は3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与される宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円以上の家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通勤手当）

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、館長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうちもっとも長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
 - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
 - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
 - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 - ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 - ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して館長が別に定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月あたりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときはその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額。

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月あたりの特別料金等二分の一相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月あたりの特別料金等二分の一相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（館長が別に定める通勤手当にあつては、館長が別に定める期間）に係る最初の月の館長が別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の館長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して館長が別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇

月を超えない範囲内で一箇月を単位として館長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当については、一箇月）をいう。

- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

第24条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算出した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じ別々に定める額を加算した額）とする。

- 3 給与法適用職員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（超過勤務手当）

第25条 超過勤務手当は、勤務時間規程第3条に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（次条に規定する休日に勤務することを命ぜられた職員を除く。）に支給する。超過勤務手当の額は、所定の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）である場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。ただし、一の月の初日から末日までの間における所定の勤務時間を超えて勤務した時間及び勤務時間規程第9条に規定する休日に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた所定の勤務時間を超えて勤務した時間に対しては、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定は第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。
- 3 再雇用短時間勤務職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時

間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

(休日給)

第26条 勤務時間規程第12条の規定により同規程第9条に規定する休日（同規程第11条の規定により代休を与えられる場合を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規程第10条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、一月の初日から末日までの間の休日に勤務した全時間及び所定の勤務時間を超えて勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前項の規定は第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

第27条 削除

第28条 削除

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第3条第3項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条及び次条において同じ。）し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあっては、俸給並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（別表第7に定める職員にあっては、その額に俸給に同表の職務の区分に対応する加算率を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額。）を加算した額。以下次条において同じ。）を基礎として、別に定める割合により計算した額（特定幹部職員（一般職俸給表7級以上及び研究職俸給表5級の職員で管理職手当の区分がⅠ種又はⅡ種の官職をしめるものをいう。）において同じ。）に、基準日6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する者のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（職員就業規則第15条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号又は第8号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ。）

ロ 刑事休職者（職員就業規則第15条第1項第2号の規定により休職している職員を

いう。以下同じ。)

ハ 専従休職者（職員就業規則第15条第1項第7号の規定により休職している職員をいう。以下同じ。)

ニ 職員就業規則第38条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員

ホ 職員就業規則第39条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員

ヘ 停職者（職員就業規則第46条第3号の規定により停職にされている職員をいう。以下同じ。)

二 基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員等となった場合（当該機関において、職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

5 前各項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。

6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給及びこれに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（別表第7に規定する職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前条第4項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（職員就業規則第15条第1項の規定により休職されている職員をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

5 前4項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 給与の特例

(休職者の給与)

第31条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により職員就業規則第15条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第

50号)の定めるところに従い、休業補償又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年(結核性疾病にあつては2年)に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され職員就業規則第15条第1項第2号により休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号及び第6号により休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、同項第6号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員就業規則第15条第1項第4号及び第7号による休職の期間については、給与を支給しない。
- 6 職員が職員就業規則第15条第1項第5号により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 前各項に規定するもののほか、休職者の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業等職員の給与)

第32条 職員就業規則第38条の規定により育児休業又は育児部分休業(以下「育児休業等」という。)をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員
 - ロ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。
- 四 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等職員の給与)

第33条 職員就業規則第39条の規定により介護休業又は介護部分休業(以下「介護休業等」という。)をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の

規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給することができる。

イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の3分の3以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

四 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。
(俸給の半減)

第34条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる本給の額とする。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、別に定める。
(給与の減額)

第35条 職員が勤務しないとき（休日を除く。）は、その勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(代休日の給与)

第36条 勤務時間規程第11条の規定により、代休を取得した場合については、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を基礎として計算した当該代休の日の給与を減額する。

第5章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第37条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例を考慮して、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第38条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると館長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(年俸制の適用)

第39条 科学博物館における業務及び研究の推進を図るため、国内外の特に優れた能力をもつ者又は高度に専門的な技能・資格を有する者で期間を定めて雇用される者の給与

については、この規程にかかわらず、年俸制等を適用できるものとし、適用の範囲その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日より施行する。
- 2 再任用職員（国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）の給与については、再任用しようとする日の少なくとも90日前に給与法適用職員等の例に準じて本規程を改正し定めるものとする。

附 則

（施行期日等）

この規程は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年12月1日（以下「施行日」という）から施行する。
- 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定められたものでなくてはならない。
- 5 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項、職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成14年12月1日まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の規程による俸給月額並びに改正後の規程による扶養手当の額により算定される俸給等の額の合計額

6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の第22条第2項、第26条第2号の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とし、改正後の別表第8の適用については、同表中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から適用する。
 - 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。
 - 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
 - 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定められたものでなくてはならない。
 - 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項、職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号から第2号に定める額の合計額（館長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。
- 一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者）にあっては、新たに職員となった日において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（職員の単身赴任手当に関する細則（平成13年4月1日館長裁定）第4条に規定する額を除く。）の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額とす

る

二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の第11条第3項及び第4項の規定を受けている職員に対する改正後の同条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として館長が定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「同項」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用される同項」とする。

附 則

1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定められたものでなくてはならない。

5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項並びに改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（館長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員の単身赴任手当

に関する細則（平成13年4月1日館長裁定）第4条に規定する額を除く。）の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第7項の規定は、平成24年3月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

3 切替日の前日において改正前の別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

4 切替日の前日において改正前の別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新級及び新号俸は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」）及び経過期間に応じて附則別表第3に定める級及び号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（一般職俸給表6級以上又は研究職俸給表5級である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る職員（以下この項において「特定職員」という。））にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を俸給として支給する。

一 平成21年12月1日改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員
100分の99.1

二 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

8 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

9 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成22年3月31日までの間における特例）

10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4号俸	3号俸（平成19年1月1日においては、「2号俸」）
	3号俸	2号俸（平成19年1月1日においては、「1号俸」）
第17条第3項	4号俸	3号俸（平成19年1月1日においては、「2号俸」）
	3号俸	2号俸（平成19年1月1日においては、「1号俸」）
	2号俸	1号俸（平成19年1月1日においては、「昇給なし」）
別表第5	18%	18%を超えない範囲内で別に定める割合
	12%	12%を超えない範囲内で別に定める割合

（地域手当に関する経過措置）

11 改正前の第11条の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に係る地域手当の支給及び改正前の第11条第3項及び第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給に関する第21条の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3項	別表第5に掲げる地域	改正前の別表第5に掲げる地域
	当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）	当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る調整手当の支給割合（改正前の別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）

(その他)

- 12 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第3項の規定は平成22年12月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 第20条の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、この規程による改正後の管理職手当額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当額として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員 同日にその者が受けていた管理職手当額（平成21年12月1日において平成21年12月1日改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額）
- 二 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該異動をしたものとして前号の規定によるものとした場合の額
- 三 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして別に定める職員 前各号の規定に準じて別に定める額

(その他)

- 4 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずる

もののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の第19条及び別表第1から別表第3までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 5 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(その他)

- 2 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成20年10月10日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第29条第2項及び改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当（第24条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して館長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1 号俸から56号俸まで
	2 級	1 号俸から24号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
技能・労務職俸給表	1 級	1 号俸から68号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで

研究職俸給表	1 級	1 号俸から56号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで

- 3 平成21年12月に支給する勤勉手当に関する第30条の規定の運用については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。
- 4 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第8項の規定は平成23年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員（一般職俸給表6級以上又は研究職俸給表5級である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び次項において「俸給月額減額基礎額」という。））
- 二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあっては、その額に、俸給月額と同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、基準日6箇月以内

の期間における当該特定職員の在職区分に応じて別表第8に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、基準日6箇月以内の期間における当該特定職員の在職区分に応じて別表第8に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあつては、その額に、俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額）

五 第31条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第31条第1項 前各号に定める額

ロ 第31条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第31条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第31条第4項及び第6項 第1号から第3号までに定める額に、当該各項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第25条、第26条、第35条及び第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

4 附則第2項の規定が適用される間、第30条第2項後段に定める額は、同条第2項後段の規定にかかわらず、同条第2項後段の規定により算出した額から、同条に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあつては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達

しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあつては100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

5 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第29条第2項及び改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、平成18年4月1日改正規程附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）から当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して館長が別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第24条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他館長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
技能・労務職俸給表	1級	1号俸から108号俸まで

	2 級	1 号俸から72号俸まで
	3 級	1 号俸から64号俸まで
	4 級	1 号俸から36号俸まで
	5 級	1 号俸から20号俸まで
研究職俸給表	1 級	1 号俸から96号俸まで
	2 級	1 号俸から72号俸まで
	3 級	1 号俸から40号俸まで
	4 級	1 号俸から24号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して館長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
- 6 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第30条の規定の運用については、第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55際に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 8 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第17条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 9 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 10 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(特例期間における給与の支給)
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）、第11条第2項各号に掲げる俸給の適用を受ける職員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級	割 合
一般職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
技能・労務職俸給表	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
研究職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77

- 3 特例期間において、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - 二 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
 - 三 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 4 特例期間において、第8条に掲げる勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及び地域手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間において、第21条に掲げる地域手当は、当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する

地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(平成24年6月期の期末手当における較差相当分の調整)

- 6 平成23年4月から平成24年2月までの間に支給された給与及び平成23年6月及び12月に支給された期末手当にかかる較差相当分については、平成24年6月期の期末手当において次の各号に掲げる額を減ずる。
 - 一 平成23年4月の月額給与額に100分の0.37を乗じて得た額に11月分を乗じて得た額
 - 二 平成23年6月及び12月に支給された期末手当額に100分の0.37を乗じて得た額(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 7 平成24年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 平成24年4月1日におきて30歳以上36歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 二 平成24年4月1日において30歳に満たない職員(同日において職務の級における最高の号俸及び最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の2号俸上位の号俸とする。(地域手当に関する経過措置)
- 8 筑波地区への移転に伴い第21条第3項の適用を受けることとなる職員の同条中の「異動の日」については、独立行政法人国立科学博物館組織規程(平成24年3月29日改正)の施行日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 二 平成25年4月1日において37歳以上39歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸

は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 平成26年4月1日において38歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 二 平成26年4月1日において38歳以上40歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 三 平成25年4月1日において40歳以上45歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の第30条の規定は、平成26年12月1日から適用する。また、改正後の附則第2項の規定は、平成27年1月1日から施行する。
(平成27年1月1日における昇給の特例)
- 2 平成27年1月1日における第17条各項の規定による昇給の号俸数は、第17条各項に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数（当該号俸数が負となるときは、零）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（一般職俸給表6級以上又は研究職俸給表5級である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る職員（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
（55歳に達した特定職員に関する読替え）
- 5 55歳に達した職員の給与に関する附則（平成22年12月1日施行。）第2項の規定の適用については、同項中「当分の間」とあるのは、「平成30年3月31日までの間」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
（勤勉手当に関する読替え）
- 2 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とあるのは「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とする。
（55歳に達した特定職員に関する読替え）
- 3 平成27年6月に55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則（平成22年12月1日施行。）第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあっては100分の85）を乗じて得た額）」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定幹部職員にあっては100分の95）を乗じて得た額）」とする。
- 4 平成27年12月に55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則（平成22年12月1日施行。）第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあっては100分の85）

を乗じて得た額)」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）を乗じて得た額）」とする。

（55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例）

5 55歳に達した特定職員に関する附則（平成22年12月1日施行。）に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した職員であって、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則（平成27年4月1日施行。）第2項の適用を受ける職員（以下「経過措置額支給特定職員」という）に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 俸給
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 期末手当
- 六 勤勉手当

6 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第35条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

7 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（55歳に達した特定職員に関する読替え）

2 55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則（平成22年12月1日施行。）第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあっては100分の85）を乗じて得た額）」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定幹部職員にあっては100分の100）を乗じて得た額）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成28年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)」とあるのは「100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)」とする。
(55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例)
- 3 55歳に達した特定職員に関する附則(平成22年12月1日施行。)に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した職員であって、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則(平成27年4月1日施行。)第2項の適用を受ける職員(以下「経過措置額支給特定職員」という)に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
 - 一 俸給
 - 二 地域手当
 - 三 超過勤務手当
 - 四 休日給
 - 五 期末手当
 - 六 勤勉手当
- 4 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第35条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。
- 5 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成32年3月31日までの間における改正後の第19条第3項で定める支給額は、次の表のとおりとする。

扶養親族		平成29年度	平成30年度	平成31年度
第2項第1号に該当する配偶者	下記以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円
	一般職8級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
	一般職9級以上職員	10,000円	6,500円	3,500円
第2項第2号に該当する子		8,000円	10,000円	10,000円
第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する者	下記以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円
	一般職8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	一般職9級以上職員	6,500円	6,500円	3,500円
職員に配偶者がいない場合の扶養親族(子1人のみ)		10,000円	上記の子の額	
職員に配偶者及び扶養親族となる子がいない場合の扶養親族(父母等1人のみ)		9,000円	上記の父母等の額	

3 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

別表第 1

一般職俸給表

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			

58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								

119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								

別表第2

技能・労務職俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000

58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,800	258,600	292,300	316,600	
89	220,300	258,800	292,600	316,800	
90	220,900	259,000	293,100	317,100	
91	221,500	259,400	293,600	317,400	
92	222,000	259,600	294,000	317,700	
93	222,400	259,900	294,400	317,900	
94	222,900	260,300	294,900	318,200	
95	223,400	260,600	295,400	318,500	
96	223,900	260,900	295,900	318,700	
97	224,500	261,100	296,200	318,900	
98	225,000	261,400	296,600	319,200	
99	225,500	261,600	297,100	319,500	
100	226,000	261,900	297,600	319,700	
101	226,400	262,200	298,000	319,900	
102	226,900	262,400	298,400		
103	227,500	262,700	298,700		
104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300		
106	229,000	263,400	299,700		
107	229,500	263,700	300,100		
108	229,900	263,900	300,500		
109	230,100	264,200	300,800		
110	230,500	264,500	301,200		
111	231,000	264,800	301,600		
112	231,500	265,000	301,900		
113	231,800	265,200	302,100		
114	232,300	265,500	302,400		
115	232,800	265,700	302,700		
116	233,300	265,900	302,900		
117	233,600	266,200	303,100		
118	234,000	266,500	303,400		

119	234,400	266,800	303,700		
120	234,800	267,100	303,900		
121	235,200	267,200	304,100		
122		267,500	304,400		
123		267,800	304,700		
124		268,100	304,900		
125		268,200	305,100		
126		268,500	305,400		
127		268,800	305,700		
128		269,100	305,900		
129		269,200	306,100		
130		269,500	306,400		
131		269,800	306,700		
132		270,100	306,900		
133		270,200	307,100		
134		270,500			
135		270,800			
136		271,100			
137		271,200			

別表第3

研究職俸給表

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000

58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
74	261,200	317,800	387,800		
75	262,600	318,900	388,400		
76	263,700	320,000	389,100		
77	264,800	321,100	389,800		
78	266,000	322,100	390,400		
79	267,300	323,000	391,000		
80	268,400	323,900	391,600		
81	269,800	325,000	392,200		
82	271,100	325,800	392,800		
83	272,400	326,500	393,400		
84	273,600	327,300	394,000		
85	274,700	327,800	394,500		
86	275,800	328,300	395,000		
87	277,100	328,800	395,500		
88	278,300	329,300	396,200		
89	279,300	329,600	396,600		
90	280,500	330,100			
91	281,600	330,600			
92	282,800	331,100			
93	283,800	331,400			
94	284,800	331,800			
95	285,800	332,300			
96	286,800	332,800			
97	287,300	333,300			
98	288,200	333,800			
99	288,900	334,300			
100	289,800	334,800			
101	290,700	335,300			
102	291,400	335,800			
103	292,100	336,300			
104	292,800	336,800			
105	293,500	337,300			
106	294,000	337,700			
107	294,500	338,200			
108	295,000	338,600			
109	295,200	339,100			
110	295,600	339,500			
111	295,900	340,000			
112	296,200	340,400			
113	296,500	340,900			
114	296,800	341,300			
115	297,100	341,800			
116	297,400	342,200			
117	297,700	342,700			
118	298,100	343,100			

119	298,400	343,500			
120	298,800	343,900			
121	299,100	344,300			

別表第4（第20条関係）

①一般職俸給表関係

区分	職名	職務の級	管理職手当額
I種	次長	8級	116,900円
II種	経営管理部長 事業推進部長	8級	94,000円
		7級	88,500円
III種	総務課長	6級	72,700円
	財務課長	5級	69,400円
	研究推進・管理課長		
	事業推進部参与		
	常設展示・博物館サービス課長		
	企画展示課長		
	学習課長		
	広報・運営戦略課長		
連携推進課長			
IV種	施設整備主幹 ボランティア活動室長	6級	62,300円
		5級	59,500円

②研究職俸給表関係

区分	職名	職務の級	管理職手当額		
I種	研究調整役	5級	129,300円		
II種	動物研究部長 植物研究部長 地学研究部長 人類研究部長 理工学研究部長 附属自然教育園長 産業技術史資料情報センター長 コレクションディレクター	5級	103,400円		
		III種	グループ長（別に定める場合にあつてはIV種にて別に定める額）、 副コレクションディレクター	5級	90,500円
				4級	78,400円
		III種	産業技術史資料情報センター副センター長	4級	78,400円
				3級	71,100円
				IV種	研究主幹（別に定める場合にあつてはIII種にて別に定める額）
		4級	67,200円		
3級	60,900円				

別表第5（第21条関係）

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	23区内	20%
茨城県	つくば市	16%

別表第6（第29条関係）

① 一般職俸給表関係

職員の区分	加算率
次長、部長（8級以上に限る）	100分の20
部長（7級）、課長、主幹、室長（6級以上に限る）	100分の15
参与、課長、主幹、室長（5級）、副課長、 専門員、係長、専門職員（4級以上に限る）	100分の10
係長、専門職員、主任（3級以上に限る）	100分の5

② 技能・労務職俸給表関係

職員の区分	加算率
5級に在級する者	100分の10
4級・3級に在級する者	100分の5

③ 研究職俸給表関係

職員の区分	加算率
研究調整役、部長、園長、センター長、コレクションディレクター	100分の20
グループ長、副コレクションディレクター、副センター長、 研究主幹（5級に限る）	100分の15
グループ長、副コレクションディレクター、副センター長、研究主幹、 課長、室長（3級以上に限る）	100分の10
研究員、係長、専門職員、主任、 係員（2級のうち別に定めるものに限る）	100分の5

別表第7（第29条関係）

職員の区分	加算率
第20条に規定する管理職手当がⅠ種である者	100分の25
第20条に規定する管理職手当がⅡ種である者	100分の15
第20条に規定する管理職手当がⅢ種である者	100分の10

別表第8（第29条関係）

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の 60
3 箇月未満	100分の 30

附則(平成18年4月1日改正)別表第1 職務の級の切替表(第2項関係)

俸給表	旧級	新級
一般職	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
技能・労務職	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
研究職	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
		6級

附則(平成18年4月1日改正)別表第2 号俸の切替表(第3項関係)

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18

11	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			

ロ 技能・労務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23

	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

ハ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
5	3月未満	13	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	4	1
	12月以上	17	17	13	5	1
6	3月未満	17	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	20	16	8	1
	12月以上	21	21	17	9	1
7	3月未満	21	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	24	20	12	4
	12月以上	25	25	21	13	5
8	3月未満	25	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	28	24	16	8
	12月以上	29	29	25	17	9
9	3月未満	29	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
10	3月未満	33	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	36	32	24	16
	12月以上	37	37	33	25	17
11	3月未満	37	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	39	35	27	19

	9月以上12月未滿	40	40	36	28	20
	12月以上	41	41	37	29	21
12	3月未滿	41	41	37	29	21
	3月以上6月未滿	42	42	38	30	22
	6月以上9月未滿	43	43	39	31	23
	9月以上12月未滿	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
13	3月未滿	45	45	41	33	25
	3月以上6月未滿	46	46	42	34	26
	6月以上9月未滿	47	47	43	35	27
	9月以上12月未滿	48	48	44	36	28
	12月以上	49	49	45	37	29
14	3月未滿	49	49	45	37	29
	3月以上6月未滿	50	50	46	38	30
	6月以上9月未滿	51	51	47	39	31
	9月以上12月未滿	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
15	3月未滿	53	53	49	41	33
	3月以上6月未滿	54	54	50	42	34
	6月以上9月未滿	55	55	51	43	35
	9月以上12月未滿	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
16	3月未滿	57	57	53	45	37
	3月以上6月未滿	58	58	54	46	38
	6月以上9月未滿	59	59	55	47	39
	9月以上12月未滿	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
17	3月未滿	61	61	57	49	41
	3月以上6月未滿	62	62	58	50	42
	6月以上9月未滿	63	63	59	51	43
	9月以上12月未滿	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
18	3月未滿	65	65	61	53	45
	3月以上6月未滿	66	66	62	54	46
	6月以上9月未滿	67	67	63	55	47
	9月以上12月未滿	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
19	3月未滿	69	69	65	57	49
	3月以上6月未滿	70	70	66	58	50
	6月以上9月未滿	71	71	67	59	51
	9月以上12月未滿	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
20	3月未滿	73	73	69	61	53
	3月以上6月未滿	74	74	70	62	54
	6月以上9月未滿	75	75	71	63	55
	9月以上12月未滿	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
21	3月未滿	77	77	73	65	57
	3月以上6月未滿	78	78	74	66	58
	6月以上9月未滿	79	79	75	67	59
	9月以上12月未滿	80	80	76	67	60
	12月以上	81	81	77	69	61
22	3月未滿	81	81	77	69	61
	3月以上6月未滿	82	82	78	70	62
	6月以上9月未滿	83	83	79	71	63
	9月以上12月未滿	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65

23	3月未滿	85	85	81	73	65
	3月以上6月未滿	86	86	82	73	66
	6月以上9月未滿	87	87	83	73	67
	9月以上12月未滿	88	88	84	73	68
	12月以上	89	89	85	73	69
24	3月未滿	89	89	85		
	3月以上6月未滿	90	90	86		
	6月以上9月未滿	91	91	87		
	9月以上12月未滿	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		
25	3月未滿	93	93	89		
	3月以上6月未滿	94	94	89		
	6月以上9月未滿	95	95	89		
	9月以上12月未滿	96	96	89		
	12月以上	97	97	89		
26	3月未滿	97	97			
	3月以上6月未滿	98	98			
	6月以上9月未滿	99	99			
	9月以上12月未滿	100	100			
	12月以上	101	101			
27	3月未滿	101	101			
	3月以上6月未滿	102	102			
	6月以上9月未滿	103	103			
	9月以上12月未滿	104	104			
	12月以上	105	105			
28	3月未滿	105	105			
	3月以上6月未滿	106	106			
	6月以上9月未滿	107	107			
	9月以上12月未滿	108	108			
	12月以上	109	109			
29	3月未滿	109	109			
	3月以上6月未滿	110	110			
	6月以上9月未滿	111	111			
	9月以上12月未滿	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未滿	113				
	3月以上6月未滿	114				
	6月以上9月未滿	115				
	9月以上12月未滿	116				
	12月以上	117				
31	3月未滿	117				
	3月以上6月未滿	118				
	6月以上9月未滿	119				
	9月以上12月未滿	120				
	12月以上	121				
32	3月未滿	121				
	3月以上6月未滿	121				
	6月以上9月未滿	121				
	9月以上12月未滿	121				
	12月以上	121				

附則(平成18年4月1日改正)別表第3

職務の級における最高の号俸を超える旧俸給月額を受けている者の号俸の切替表(第4項関係)

一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間 旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	3月以上 6月未満	3月以上 6月未満	3月以上 6月未満
		8 級	453,200	69	70	71
	453,200	73	74	75	76	77